

# 令和4年度 被措置児童等虐待事案の公表について

令和5年9月5日  
岡山っ子育て局子育て支援部  
こども福祉課

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、令和4年度に岡山市において対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

## 1. 虐待案件受理の状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

通告受理件数	内 訳	
	虐待該当	虐待非該当
2件	1件	1件

## 2. 被措置児童等虐待の状況

### (1) 虐待を受けた被措置児童等の状況

性別		年齢階級			
男児	女児	乳幼児	小学生	中学生	高校生等
1人	0人	0人	0人	1人	0人

### (2) 被措置児童虐待の類型

身体的	性的	ネグレクト	心理的
1人	0人	0人	0人

### (3) 施設等の種別

里親等	社会的養護 関係施設	その他
0件	1件	0件

### (4) 虐待を行った施設職員等の職種

里親等	児童指導員	保育士	事務員
0人	1人	0人	0人

## 3. 本市が講じた措置

文書による指導	施設に対して、発生要因の分析及び再発防止の取組を指導
---------	----------------------------

### 【関係法令】

#### ○児童福祉法第33条の16

都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### ○児童福祉法施行規則第36条の30

法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等

ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設

ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等

ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等

二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種